

第2回 定例農業委員会総会議事録 (第23期)

1 日 時 平成29年 8月25日(金) 9時6分～10時3分

2 場 所 阿久根市役所第1会議室

3 出席委員(12人出席)

- ① 栢 幸三 ② 京田 提樹 ③ 石坂 務 ④ 尻無濱 俊幸
⑤ 富永 勝志 ⑥ 坂口 輝美 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 石原 千代年
⑨ 堂後 善人 ⑩ 樫八重 玲子 ⑪ 松下 輝男 ⑫ 田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員(6人出席)

- ① 辻 喜久男 ② 小田原 時久 ③ 竹原 長政 ④ 松下 統一
⑤ 白濱 和利 ⑥ 石原 岩雄 ⑦ 尾上 進

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

5 議事日程

議案第37号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第40号 非農地証明願いについて

議案第41号 農用地利用集積計画について

その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)

新坂 謙二 (次長兼管理係長)

上脇 重樹 (管理係)

榎木 海斗 (管理係)

酒井 結華子 (管理係)

○ 農政課 木原 香太 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

おはようございます。定刻を若干過ぎましたが、ただ今から第2回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、3番石坂 務委員、4番 尻無濱 俊幸委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第2回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。7月25日には、出水地区青年農業者会議新規就農者励ましの会に出席いたしました。

8月4日には、鹿児島県農業会議の8月定例常設審議委員会に出席いたしました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたなら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 議案第37号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 (木原 香太)

おはようございます。説明の前に、資料の修正がありましたので、新しい資料を配布してあります。修正後の資料で説明をさせていただきます。

それでは、議案第37号 農用地利用集積計画の『農地中間管理事業分』平成29年度第4号についてご説明いたします。

今回の計画は、平成29年6月30日締切りの第3期公募へ載せたものであります。

本日の総会でご審議いただきます農用地利用配分計画(案)は、農地中間管理機構へ事前に提出し、審査の結果、配分計画(案)については、問題ないとの回答を得ております。

そこで所有者から農地中間管理機構への中間管理権を移すため「農地中間管理事業に係る農用地等の貸借に関する事務処理要領第13条第4項」の規定に基づき、農業委員会における農用地利用集積計画の決定を受けようとするものです。

この議案が認められれば、公告年月日は、平成29年9月1日となります。

それでは、順次説明いたします。

(資料にて説明)

説明は以上となります。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

2番委員 (京田 委員)

借受期間が、20年の方がおられますが、非担い手の方のようですが、何故20年の期間で設定されたのですか。

農政課 (木原 香太)

本人さんの意向によります。長い間農地銀行に預けていた方が、安心であると言う事で、本人の申請通り20年として設定しました。

2番委員 (京田 委員)

もし、20年の間に何かあったとしたら、どうなりますか。

農政課 (木原 香太)

借り手が耕作できなくなった場合は、中間管理機構が新たな耕作者を見つけることとなります。

貸し手、借り手についても、亡くなられた場合は、こちらで対応することとなります。

議長 (田嶋 輝男)

他にはありませんか。

9番委員 (堂後 委員)

別紙の資料で、追加分の説明がありましたが、追加分についての集積協力金の扱いは、どうなりますか。

農政課 (木原 香太)

29年度の追加になりますので、追加分が地域に交付されます。追加で80%を超えるとその交付単価になります。

9番委員 (堂後 委員)

年度が替わればどうなれますか。

農政課 (木原 香太)

年度ごとの単価になります。30年度は、29年度の半額になります。31年度は、まだ、示されていません。

9番委員 (堂後 委員)

追加になった年の単価と言う事ですね。分かりました。

議長 (田嶋 輝男)

他にはありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第5 議案第 38号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 （酒井 結華子）

議案第38号についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。農地法第3条の申請は7件であり、所有権移転が3件・賃借権設定が3件・使用貸借権設定が1件です。

8月10日の現地調査の前に、担当推進委員の方々には申請地及び申請者所有耕作地の調査をしていただき、その情報を基に石原委員、高原委員、事務局職員で現地調査を行いました。

それでは、事件ごとにご説明致します。

整理番号1と2について、利用権の取得者が同一であるため、まとめてご説明させていただきます。地図は、1ページから2ページです。

申請借人は、〇〇区にお住いの「〇〇 〇〇」さんです。

〇〇さんは、新規就農者です。今回の農地を取得後、夫と共に年間150日程度農業に従事される予定となっております。

申請地は、どちらもひさかきを生産するということであり、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしております。

なお、整理番号1は10年間の使用貸借権設定、整理番号2は10年間の賃借権設定です。

次に整理番号3について、地図は、3ページから9ページです。

申請譲受人は、〇〇区にお住いの「〇〇 〇〇」さんです。

〇〇さんは、現在、父、母と共に甘藷・ビワ・バナナ・実えんどう・露地野菜を生産されており、年間100日程度農業に従事されております。

労働力、下限面積等について許可要件を全て満たしております。

なお、本件は、親子間の贈与による所有権移転です。

次に整理番号4について、地図は10ページです。

申請譲受人は、〇〇〇区にお住いの「〇〇 〇」さんです。

〇〇さんは、新規就農者です。今回の農地を取得後、妻と共に年間10

次に調査員の報告を求めます。

7番委員 (高原 委員)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

8月10日に8番委員及び事務局職員と現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

いずれの申請人も農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農に積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。

したがって、すべての申請の調査結果は、許可相当です。

以上で、報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

事務局 (酒井 結華子)

協議会に変更願います。

議長 (田嶋 輝男)

協議会に切替えます。

(~ 協議会 ~) 9:25~9:27

議長 (田嶋 輝男)

本会に戻します。

他に質問等ございませんでしょうか。

議長 (田嶋 輝男)

整理番号2については、長く利用されていない宅地のようなのですが、畑にできるのですか。現地調査に行かれた委員の見解を教えてください。

8番委員 (石原 委員)

現地は、「はなしば」のようなものが植栽されていました。

議長 (田嶋 輝男)

辻推進委員の近くですが、どのような状況ですか。

推進委員 (辻 推進委員)

ユンボで整地され、畑になっていました。申請人は、ひさかきを植栽するとのことでした。

議長 (田嶋 輝男)

他にございませんか。

事務局 (酒井 結華子)

協議会に変更願います。

議長 (田嶋 輝男)

協議会にします。

(~ 協議会 ~) 9 : 3 0 ~ 9 : 3 9

議長 (田嶋 輝男)

本会に戻します。

他に質問等ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第 39号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)

議案第39号について、説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、7件です。

それでは、整理番号順に説明いたします。

まず、整理番号1から3の事件です。この3件は、近隣地であり、また転用目的及び申請貸人が同一であることから一括して説明いたします。

農業委員会意見書及び審査票1ページから6ページまで並びに地図13ページから18ページまでをご覧ください。

本件は、太陽光発電施設用地への転用を目的とする賃貸借権設定です。

申請地の位置は、市役所から〇へ約〇. 〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇の〇〇工場の南側です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種

農地に該当します。

申請借人は、東京都〇区に本店を置く株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇，〇〇市〇区に住所を有する〇〇〇〇氏，東京都〇〇区に住所を有する〇〇〇〇氏です。

借人は、売電用太陽光発電施設を建設するため本件を申請されました。

申請地は、既に太陽光発電設備が設置されています。これは、申請貸人は〇〇〇〇〇を受給するために行った経営移譲の際、申請地を耕作地として農地台帳に登録し〇〇〇〇〇上の特定処分対象農地としたものの地目変更登記を行わず原野のままとしていたため、申請人が太陽光発電施設の建設に当たり登記記録のみを確認し、農地転用許可申請は不要であると誤認したことによるものです。このことについては、申請人から始末書が提出されています。

申請地の雨水は、自然流下しております。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号4の事件です。

農業委員会意見書及び審査票7ページ及び8ページ並びに地図19ページ及び20ページをご覧ください。

本件は、農業用資材置場への転用を目的とする贈与による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から〇へ約〇．〇〇キロメートル，〇〇〇〇〇の北側です。

申請地の農地の区分は、市役所三笠支所から〇〇〇メートル以内であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇〇区に居住されている〇〇〇〇氏です。

譲受人は、自らの農業用資材の保管場所が不足することから、農業用資材置場を設置するため本件を申請されました。

申請地は、既にコンクリートが打設され農業用資材置場となっています。これは、申請人は農業用資材置場であれば転用許可が不要であると誤認していたことによるものです。このことについては、申請人から始末書が提

出されています。

申請地の雨水は、自然流下です。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号5の事件です。

農業委員会意見書及び審査票9ページ及び10ページ並びに地図21ページ及び22ページをご覧ください。

本件は、一般住宅用地への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から〇〇へ約〇.〇キロメートル、〇〇〇〇〇の〇〇〇メートル南側です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇区に居住されている〇〇〇〇氏です。

譲受人は、現在借家住まいであることから、自己居住用住宅を建設するため本件を申請されました。

申請地は、整地が行われ、一般住宅が建築されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に市道の側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号6の事件です。

農業委員会意見書及び審査票11ページ及び12ページ並びに地図23ページ及び24ページをご覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする使用貸借権の設定です。

申請地の位置は、市役所から〇〇へ約〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇メートル北側です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請借人は、本市〇〇区に居住されている〇〇〇〇氏及び本市〇〇区に居住されている〇〇〇〇〇氏で、借人二人は、1親等の姻族です。

借人のうち〇〇〇〇氏は、借家住まいであることから、〇〇氏が居住する住宅を建設するため、本件を申請されました。

なお、設置する一般住宅の所有権は借人二人の共有となりますが、建物の占有については〇〇氏が行うとの合意書が申請書に添付されています。

申請地は、約1メートルの盛土造成が行われ、一般住宅が建築されます。

申請地の生活排水は、合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に東側畑に埋設する排水管を經由して市道側溝へ流水されます。この畑に排水管を埋設することについては当該畑の所有者からの承諾書が申請書に添付されています。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号7の事件です。

農業委員会意見書及び審査票13ページ及び14ページ並びに地図25ページ及び26ページをご覧ください。

本件は、資材置場への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から〇〇へ〇.〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇〇〇会社の北側です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇〇〇に本店を置く〇〇〇〇〇〇〇〇会社です。

譲受人は、申請地南側にある資材置場が手狭になったことから、同施設を拡張するため本件を申請されました。

申請地は、現状のまま資材置場として使用されます。

申請地の雨水は、自然流下です。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

8番委員 (石原 委員)

議案第39号に係る調査結果について、報告します。

調査は、8月10日に、高原委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1から順に報告します。

なお、整理番号1から3につきましては、事務局が説明したとおり関連がありますので、一括して報告します。

申請地周辺は、整理番号2の申請地の東側、整理番号3の申請地の西側以外は、宅地、原野及び里道に隣接していました。

設置されている太陽光発電施設は、境界から一定程度離して設置されていること、流水は自然流下であるが近隣の農地に流入しないことなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

許可を受けないまま転用したことについては、貸人が謝罪されました。

また、第2種農地であるため、追認はやむを得ないものであると判断しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続いて、整理番号4につきましては、申請地周辺は、南側は市道、それ以外は畑でした。

設置されている資材置場は、畑との境界にはブロック塀が設置されていることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

許可を受けないまま転用したことについては、譲受人が謝罪されました。

また、農業用施設であるため、追認はやむを得ないものであると判断しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は

許可相当であります。

続いて、整理番号5につきましては、申請地周辺は、東側は山林、南側は通路、西側は市道、北側は畑でした。

計画されている一般住宅は平家建てであり、境界から一定程度離して建築されること、流水は市道側溝へ流すこと、土砂等の流出防止のため隣接農地との境界にはブロック塀が設置されることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

また、申請地以外の非農地等を転用事業用地として検討されましたが、事業用地として確保することはできなかったことから申請はやむを得ないものであると認めます。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続いて、整理番号6につきましては、申請地周辺は、南側は里道、西側は市道、それ以外は畑でした。

計画されている一般住宅は平家建てであり境界から一定程度離して建築されること、流水は申請地東側の畑の地下を經由して市道側溝へ流すが当該畑の耕作に影響はなく耕作者の承諾を得ていること、土砂等の流出防止のため隣接農地との境界にはブロック塀が設置されることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

また、申請地以外の非農地等を転用事業用地として検討されましたが、事業用地として確保することはできなかったことから申請はやむを得ないものであると認めます。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続いて整理番号7につきましては、申請地周辺は、東側、南側及び西側は資材置場である雑種地、北側は田でした。

計画されている資材置場は、整地程度は行われるもののほぼ原状のままで使用されます。

流水は自然流下ですが、現状で問題は発生していないことなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

また、既存施設の拡張であることから申請はやむを得ないものであると認めます。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

以上です。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番委員 (堂後 委員)

別添総会資料7ページ農地法第5条の、〇〇さんの分になりますが、用途が太陽光発電施設とありますが、資材置き場に訂正をお願いします。

事務局 (上脇 重樹)

ご指摘のとおりです。訂正をお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

他に、質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7 議案第 40号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第8 議案第 41号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局（榎木 海斗）

それでは、平成29年農用地利用集積計画書第8号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成29年9月1日となります。

（ 議案資料にて説明 ）

以上、農地銀行活動調査票及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお、議案第41号平成29年農用地利用集積計画書第8号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局 (新坂 謙二)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:03